法 証 券 の取 引 法 等 の す部 を 改 律 正 案 すに る 対 法 律 案 附 及 び 決 証 議券 取 引 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関

参

議 成

院

財 八

政

金

員

係

平

年

六 融

月 委

日 会 律 整 備 等 に 関 る 法 す る 帯

府 は 次 の 事 頂 に · つ しし て、 + 分 配 慮 す ベ きで あ

政

後、 自 主 幅 規 そ 広 制 の ١١ 機 実 金 関 効 融 性商 لح **ഗ** を 品 連 確 に 携 保 対 強 し す 化 る に 包 市 取 場 括 IJ 監 的 組 視 む 機 横 ت 能 断 ے の 的 強 な 投 化 資 を 义 家 る 保 た 護 め法 制 早 の 急 整 に 備 証 の 券 観 取 点 引 か 等 5 監 今 視 委 回 員 の 会 法 等 改 の 正 体 を 受 制 け、 強 化 や今

車 充 門 実 証 に 性 券 特 の 取 段向 引 等 の 上 努 を 監 义 視 力 るとともに、 を 委 員 行 うこと。 会 をはじ め 真 とす に 必 る 要 市 な 場 部 門 監 視 は 体 制 適 切 の 強 に 化 定 員 に 当 を たっ 配 置 て す は、 る 観 優 点 秀 か な 5 人 材 定 員 の 確 の 保 確 及 び 職 機 員 の の

視 サ 1 体 ょ 制 ビ IJ の ス 包 在 の 括 性 IJ 的 方 格 な 金 に つ 中 融 ١J 長 サ 1 期 て ビ も 的 横 な ス 断 金 法 化融制 制 を に 踏 度 つ ま L١ の え 在 て た IJ は 方 実 効 など 本 性 改 も 正 の 確 踏 に 保 ま ょ え、 の る 金 観 点 引 融 か き 商 5 続 品 引 き 取 検 き 引 続 討 法 き を の 見 進 実 直 め 施 し る 状 ととも を 況、 行うこと。 各 に種 金 今 融 後 商 品 の 監

ること。 を 規 安 义 制 全 証 る 性 の 券 لح 徹 取 لح 信 底 引 も لح 頼 所 上 に 性 に 場 の つ 審 確 健 L١ 查 保 全 て な の に は 中 方 万 そ 小 法 全 企 を に の 業 期 機 つ すこ しし ゃ 能 τ 次 が 配 لح 世 玉 代 意 民 を すること。 まの た、 担 経 う 済 新 顧 活 規 客 動 さら 産 • の 投 業 共 こに、 に 資 通 対 家 1 ンフ 玉 が L て 際 不 円 測 的 ラ 滑 な の で 市 損 な あ る 資 場 害 こ 金 間 を 競 لح 提 被 に 供 争 る が に こ か 行 お لح h け の が わ み、 れ る な 競 る 61 ょ 争 よシ ょう、 う ス 力 配 の テ 強 慮 自 厶 す 化 主の

商 品 先 物 取 引 海 外 商 品 先 物 取 引 及 び 海 外 商 品 先 物 オ プ シ ∃ ン 取 引 に つ L١ て は、 取 引 の 特 徴 ゃ れ ま で

整 の 備 被 す 害 る の 実 こ 態 に か h が み、 実 効 性 の あ る 規 制 及 び 検 查 監 督 を 行 う た め、 厳 正 な 対 応 を 可 能 ح す る 体 制 を

う、 効 いに に **ഗ** 全力 果 鋭 商 不 検 を 意 迅 招 品 を尽 討 有 努 速 性 請 するこ す め か 勧 る < る 誘 つ 執 こ 機 し IJ 禁 拗 لح て ス 動 な 止 は ク l١ 的 勧 の こく も の な 誘 対 ち 高 対 ゃ 象 ځ 3 ۲ しし 応 利 を 行 な Ь 商 用 今 のこと、 者 る 品 後 で うこと。 の 商 の あ 被 品 トラブ ること 害 取 委 の 員 ま発 引 a た、 ル を 会 生 に 踏 لح に が つ 解 ま お L١ L١ 商 え う実 品 7 消 け る L 先 は 指 物 態 て 般 取 ١J 摘 に 店 委 引 照 か を 頭 託 等 な 誠 5 金 者と 融 しし 実 に L 先 場 に つ 合 の 受 物 い利 取 に 1 け て 用 ţ ラブ 引 止 は 者 め 保 に 不 ル 改 護 加 招 え、 が 商 正 に 解 品 後 支 請 消 先 障 勧 の レ す 物 バ 誘 商 を る 取 品 来 の レ ツ 禁 ょ 引 取 す う 引 ジ 止 は の 委 所 が 託 バ 高 導 法 の 者 レ の な しし 保 ツ 執 11 な つ 護 ジ行 ょ تع

障 を 商 品 来 すこ 先 物 لح 取 引 の にお な 11 け ょ う、 る 損 失 機 補 動 填 的 禁 止 迅 に 速 関 な す 運 る 用 事 に 故 配 確 意 認制度 す ること。 等 に つ しし て は、 顧 客 投 資 家 の 被 害 救 済 に 支

ځ の 課 引 徴 上 金 制 げ 度 も 含 に め、 つ L١ ては、 制 度 全 般 機 動 の 的 在 な IJ 執 方 行 に に つ しし 努 て、 め るととも 今後 に 実 効 的 現 行 な 制 抑 度 止 の 効 実 果 施 を 状 も 況 た らす 等 を よう 踏 ま 検 え、 討 を 課 徴 進 金 め る の 水

め の るこ 観 我 点 が か 玉 5 の 金 諸 融 外 行 政 玉 組 の 樣 織 々 の 在 な IJ 金 方 融 に 商 つい 品 لح て そ は、 の 市 場 金 融 行 政 • 資 を 含 本 市 め 場 た 金 に お 融 け 行 る 政 公 機 正 構 な の 状 取 引 況 の 等 を 確 保 参 考 及 び に 利 用 検 者 討 保 を 進 護

そ の 監 在 查 1) 法 人制 方 を 度 真 剣等にに っ 検 しし 討 ては、 す ること。 会計 監 查 の 信 頼 を 揺 るが U か ね な しし 樣 々 な 問 題 が生じて いることも ま

監 查 法 人 に ょ る 厳 正 な 監 查 を 確 保 す る 観 点 か 5 監 查 法 人 に お け る 内 部 統 制 の 強 化 ゃ 監 査 の 品 質 管 理 の

等について総合的に検討を行い、一向上等に努めるとともに、監査法 早急に必要な法整体人の情報開示、 整備を行うこと。監査法人の選任・ 報 酬決定及び監査 法 人の 責 任 の 在 り方

た公正なルー:公開買付制 うこと。 制 ル度 の下での企業再編等を促進する観については、合併・買収等の態様 点 の から、 多様 化 規制の中立は |性に配慮しつつ、||企業価値と株主利: 不益断の の向 見上 一を目指 直 し 目を 行

五 |年を待たず速やかに見直しを検討すること。金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対| 変化に対応するため、 金 融 に . 関 する法規 ح 実 態 が 乖 離 L た 場 合に は、

右決議する。